

## 住宅リフォーム補助制度 対象工事一覧

No	工事内容	対象
1	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	○
2	外壁の張替え、塗装工事	○
3	雨樋などの取替えや修理	○
4	浴室、浴室乾燥、洗面台の改修、ユニットバスの改修工事	○
5	台所の設置、修理（購入費のみは除く）	○
6	太陽熱利用温水器、給湯器	○
7	太陽光発電システム	○
8	給排水衛生設備工事（屋外部分は除く）	○
9	換気設備工事	○
10	電気設備工事	○
11	ガス設備工事	○
12	システムキッチンの設置	○
13	ベランダ	○
14	居室、納戸の増築（増築する住宅部分は改良する住宅に接続されている場合に限る）	○
15	ドア、ふすま、障子など、建具の張替え工事	○
16	床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	○
17	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	○
18	ガラス、納戸の交換	○
19	サッシの設置、取替え工事	○
20	建具の設置、取替え	○
21	エアコン設置工事（購入費含む）	○
22	ホームエレベーター、階段昇降機設置	○
23	避難設置、防災設置（外階段）	○
24	外部から建物内部へのスロープ、手すり	○
25	住宅と同一棟の車庫	○
26	住宅と別棟の車庫、物置の改修工事	×
27	別棟の居室、納戸、倉庫（野小屋）の工事	×
28	住宅と別棟の車庫、物置の改修工事	×
29	外構工事（塀、フェンス、門扉、カーポート、ウッドデッキ等）	×
30	造園工事、自転車置き場、駐車場工事	×
31	テレビ（アンテナ工事含む）、洗濯機、冷蔵庫、家具等の設置	×
32	電気製品購入費	×
33	防錆、シロアリ駆除、防湿ファン	×
34	電話、インターネット、インターホンの設置	×
35	この表に掲示のない工事	△（個別審査）

※ 1 耐震補強、介護保険の住宅改修、重度身体障害者の住宅改修の補助を受ける場合は、当該工事費から受けた補助額を控除した額が対象工事費となる。

※ 2 水道に関する工事は、町指定業者でなければ行うことができないので注意。